

## 議案第43号

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めること  
について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議  
会の議決を求める。

平成29年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

### 記

- 1 相手方（原告） 山口県山陽小野田市〇〇〇〇  
〇 〇 〇 〇
- 2 事件名 山口地方裁判所宇部支部 平成28年（ワ）第50号、134号  
損害賠償請求事件
- 3 事件の概要  
平成26年9月11日午前9時頃、原告〇〇は、被告〇〇が掘削した山  
陽小野田市中心四丁目5936番4に接する市道の側溝に足を取られ、転  
倒し、左肩腱板損傷の傷害を負った。その後、平成27年9月27日まで  
入院及び通院した。平成27年11月18日、被害者は、道路施設を破損  
した被告〇〇と市道管理者である被告山陽小野田市に対し損害賠償請求の  
訴えを提起した。
- 4 損害賠償の額その他の和解条項
  - (1) 損害賠償の額  
山口地方裁判所宇部支部の和解勧告に従い、32万5,000円とする。
  - (2) その他の和解条項
    - ア 被告山陽小野田市は、原告に対し、損害賠償の金員を一括して、平成  
29年5月1日限り、原告の指定の口座に振り込む方法により支払う。
    - イ 原告は、その余の請求を放棄する。

- ウ 原告と被告山陽小野田市は、原告と被告山陽小野田市の間には本件損害賠償のほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- エ 訴訟費用は、各自の負担とする。